

男女共同参画推進センターにおける評価基準

男女共同参画推進センターの評価基準は次のとおりです。委員 5 名の評価得点を合計して、もっとも高い得点だった団体が指定管理者候補団体として選考されます。

事業計画

		評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
1	管理運営に対する基本方針等 (S: 4点、A: 3点、B: 2点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の総合計画、施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針となっているか。 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。 管理運営に対する意欲や熱意が十分に認められるか。 	S・A・B・C		/ 4	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（ア 施設の管理運営に係る基本的な理念等）
2	施設等の維持管理の計画・内容 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持管理について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。 定期的な維持管理（法定点検、自主点検等）について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。 環境配慮への取組が十分に図られているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（エ 男女共同参画推進センターの施設等の維持管理に関する業務の具体的な計画）
3	年間事業計画の理念・内容 (S: 16点、A: 12点、B: 8点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 計画されている事業の内容が施設の設置目的や市の施策に合致しているか。 計画されている事業の内容が、国や県による取組み、社会経済情勢、市民ニーズ等を踏まえた内容となっているか。 計画されている事業の内容が実現可能なものであるか。 計画されている事業の内容が多くの市民の参加が図られる内容となっているか。 本市の「男女共同参画推進週間」の趣旨を踏まえた事業の提案がされているか。 情報コーナーやであいの広場の機能を活用した、男女共同参画に関する情報の収集・提供が期待できる内容となっているか。 男女共同参画に関する各種活動支援により、市民・団体へ男女共同参画の推進が図られる内容となっているか。 施設や計画されている事業が広く周知されるような取組（広報媒体の活用、ホームページの作成）の提案がされているか。 	S・A・B・C		/ 16	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（イ 男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務の具体的な計画）
4	市民サービス水準の確保及び向上 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の役割を踏まえた、利用者の平等利用が図られる内容であるか。 利用者増加の工夫がされているか。 利用者サービスの工夫がされているか。 施設の成果指標を達成できる内容となっているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（イ 男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務の具体的な計画）
5	団体独自の発想に基づく提案 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を積極的に遂行するための団体独自の特色ある事業の提案がされているか。 事業の実施手法について、申請団体の強みを活かした提案がされているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（イ 男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務の具体的な計画）
6	管理に必要な人員の配置 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書の人員配置で安定した管理運営が可能か。 専門的な資格、技術、経験を有する者が適切に配置される体制となっているか。 勤務体制が、勤務者の休暇、休憩等の取得が困難な体制となっていないか。 施設の巡視点検等が十分に実施できる体制となっているか。 人材確保に向けた適切な採用計画は示されているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（ウ 男女共同参画推進センターの利用の承認等に関する業務の体制等 オ 管理に必要な人員の配置）
7	利用者満足度・利用者ニーズの把握 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者満足度調査の手法の提案がされ、その手法は適切であるか。 利用者のニーズを積極的に把握し、事業等に反映していく仕組みがあるか。 利用者からの相談、苦情等を受け付けて、迅速に対応するための窓口及び苦情等をサービス改善に反映する体制が整備されているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（カ 利用者満足度・利用者ニーズの把握）
8	地域活性化に資する取組 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点)	<ul style="list-style-type: none"> 地元雇用に配慮しているか。 再委託等に当たって、市内事業者等（ ）の活用がされているか。 市や地域団体との協働に関する提案がされているか。 	S・A・B・C		/ 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書（キ 地域活性化や他団体との連携に資する取組） 様式 1（委託予定業務一覧表） 様式 3（障害者や高齢者、市民の雇用状況を把握することができる書類）
					/ 68.0	

市内事業者等とは、市内事業者等とは市内業者、準市内業者、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体（シルバー人材センター等）及び市内に所在する障害者優先調達推進法第2条第4項に定める障害者就労施設等をいう。

管理を行う能力

	評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
9	申請団体の経営状況 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・団体の経営状況は、安定しているか。 ・その施設を管理するに当たり、団体の資力は十分か。 ・団体の規模に比して多額の借入金がないか。 ・多額の投機的な支出がないか。 ・財務書類等は、適切に作成されているか。	S・A・B・C		/4	・決算資料等
10	組織・人員体制 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・組織の規模は十分であるか。 ・職員、従業員に対して必要な研修を適宜実施しているか。 ・職員、従業員に対して、計画的・効果的な職員育成を行っているか。	S・A・B・C		/4	・事業計画書(ク 組織・人員体制)
11	雇用及び労働条件 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・労働諸法の遵守がされているか。 ・従業員の労働条件(労働時間、健康管理、ワーク・ライフ・バランスへの配慮等)は適切か。 ・障害者や高齢者の雇用に配慮しているか。	S・A・B・C		/4	・事業計画書(ケ 雇用及び労働条件) ・様式2(団体等の労働条件) ・様式3(障害者や高齢者、市民の雇用状況を把握することができる書類)
12	申請団体の事業実績 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・過去に施設管理、事業の実施など類似する業務の実績があるか。	S・A・B・C		/4	・様式4(団体等の事業実績に関する書類)
13	施設の安全、衛生管理等の体制 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点) ・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。 ・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。 ・安全管理、衛生管理、危機管理に関するマニュアルが整備(又は、作成の計画)がされているか、また、施設に従事する従業員全てがそれを把握できる取組がされているか。 ・衛生管理に対する取組が十分か。 ・緊急時における連絡体制や市への通報体制が示されているか。 ・現金、書類等の管理方法が適切であるか。	S・A・B・C		/8	・事業計画書(コ 施設の安全、現金等の保管、衛生管理等の体制)
14	個人情報保護及び情報公開の体制 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・個人情報保護法、個人情報保護条例及び情報公開条例等、個人情報保護及び情報公開に関する関係法令を理解しているか。 ・個人情報の保護についてのシステムが整備されているか。 ・取扱う個人情報の保管方法は適切か。 ・万が一、個人情報が流出した場合の対応が検討されているか。 ・団体の情報開示等、透明性のある体制となっているか。	S・A・B・C		/4	・事業計画書(サ 個人情報保護及び情報公開の体制)
15	公共性への取組 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・地域団体や自治体等と協働して実施した事業等の実績があるか。 ・企業活動としてのボランティアなど奉仕的な取組がされているか。	S・A・B・C		/4	・事業計画書(シ 公共性への取組)
16	法令等の遵守 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点) ・法令遵守(コンプライアンス)の取組がされているか。 ・情報セキュリティの確保に向けた取組が十分か。 ・法定雇用障害者数の達成に向けた取組が十分か。	S・A・B・C		/4	・事業計画書(ス 法令等の遵守) ・様式3(障害者や高齢者、市民の雇用状況を把握することができる書類)
			0	/36.0	

収支計画・経費の効果

	評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
17	収支計画の妥当性 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点) ・収入の見込は適切か。 ・利用者サービスの質は確保されているか。 ・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。 ・施設管理に係る経費と事業実施に係る経費の割合が妥当か。	S・A・B・C		/8	・事業計画書 ・収支予算書
18	経費的效果				
	指定管理料の削減	[下記計算式により採点を行う] (上限額 - 提案額) ÷ (上限額 - 最低提案額) × 配点 計算結果における小数点以下の端数は、四捨五入するものとする。 上限額と最低提案額との差が1%未満である場合は、全ての申請団体について、一律、配点の50%を得点とする。 「収支計画の妥当性」がC評価の提案については、計算式の算定基準から除外するとともに、その得点を0点とする。		(/8)	・収支予算書 提案額のみ
			0	/16.0	

【 ・ ・ (18は除く) の評価の方法】

申請者の提案等が、評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。

申請者の提案等が、評価の視点を満たしている。

(評価)

S 評価項目における全ての評価の視点に「 」又は「 」が付き、かつ、「 」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2以上である。

ただし、評価の視点の項目が2項目以下の場合は、1つ以上の項目に「 」がつくこととする。

A 評価項目における全ての評価の視点に「 」又は「 」が付き、「 」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2未満である。

B 全ての項目に「 」がつく(はない)。